

第2次府中市コミュニティバス検討協議会資料

第2次府中市コミュニティバス検討協議会

資料構成

- 1 ルートに関する課題
 - (1) 南町・四谷循環の四谷1丁目地区への延伸
 - (2) 南町・四谷循環の日新町東部地区への延伸
 - (3) 多磨町ルートが多磨駅への延伸
 - (4) 郷土の森及び大東京卸売センターへのアクセス
- 2 社会状況の変化への対応
 - (1) JR西府駅の開設
 - (2) 府中メディカルプラザの開業
- 3 バスの運行間隔に関する課題
- 4 停留所等の施設に関する課題
 - (1) 府中駅への時計の設置について
 - (2) 府中駅へのバスベイの設置について
- 5 乗務員の表彰制度について

1 ルートに関する課題

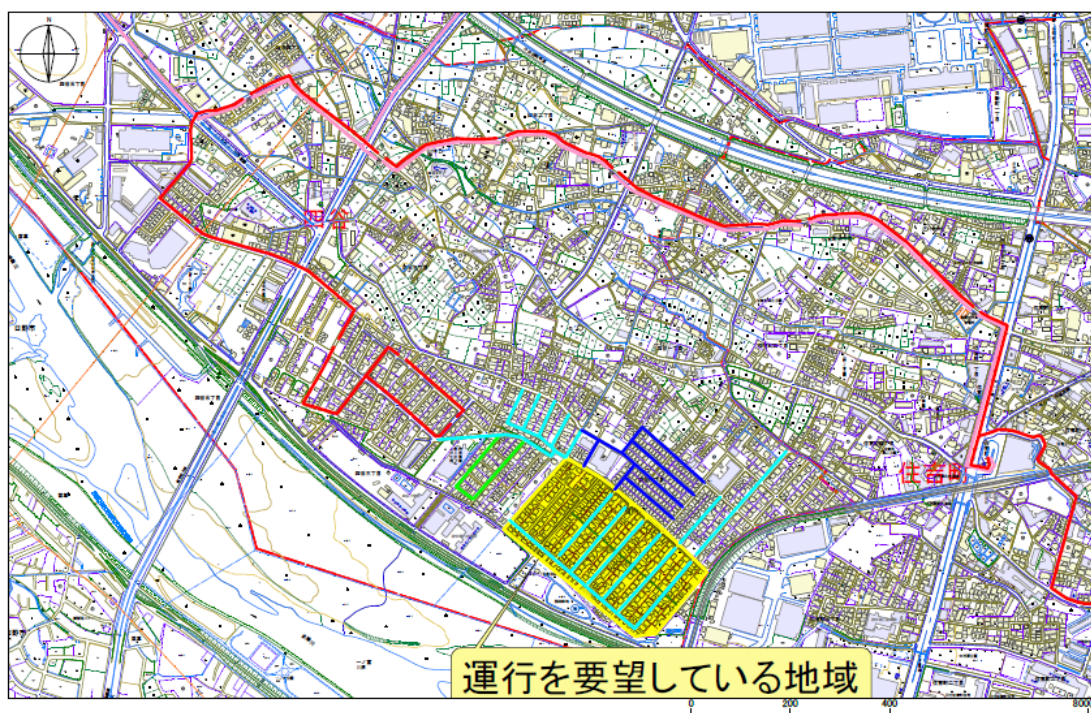
(1) 四谷1丁目

ア 出された意見

- ・四谷1丁目地区に南町・四谷循環を延伸すべきである。

イ 現状の整理

- ・運行開始当初からコミュニティバスの必要性が認識されていたが、近隣住民の反対等により運行が実現していない地域である。
- ・四谷1丁目は、市道6-229号線を境に南北で開発された年代が異なるが、南側は昭和40年代に開発された地域であり、高齢化率が高くなっているため、コミュニティバスの需要が多い。
- ・周辺は狭隘な道路が多く（車道幅員3.3～3.5m）、バスが通行できる道は少ない。また、**諸事情により**、運行が困難な道がある。（下図参照）



青色：諸事情により運行が困難な道路

水色：道路が狭隘でバスが通行できない道路 ※1 15頁参照

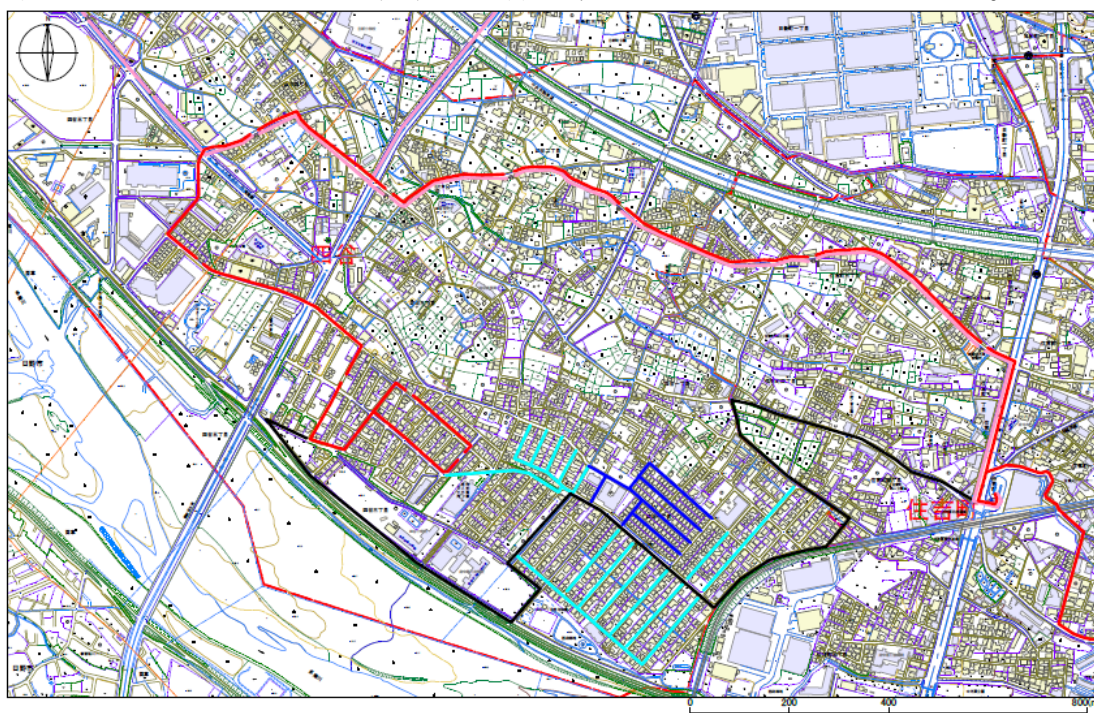
緑色：四谷1丁目に通じぬけられない道路

ウ 総括

- ・北側から四谷1丁目にアクセスするのは現状では非常に困難であるため、延伸を実現するためには南側（多摩川通り）から四谷1丁目にアクセスする必要がある。
- ・多摩川通りから四谷1丁目にアクセスし、かつ暫定ルートとして運行していた四谷6丁目ルートをよつや苑西ルートに統合した場合、迂回率が高くなり、利便性が低下するのに加え、現在の車両台数や乗務員配置では対応できず、経費が増加する。
- ・よつや苑西ルートを四谷1丁目に延伸して片まわりの路線とした場合、走行距離が若干減少するため現行の車両台数や乗務員の配置で対応できる。

エ 提言の方針

次のとおり南町・四谷循環を延伸し、本格運行を実施すること。



赤色：南町・四谷循環 四谷苑西ルート

桃色：南町・四谷循環 四谷6丁目ルート

黒色：四谷1丁目延伸ルート（案）

青色：諸事情により運行が困難な道路

水色：道路が狭隘でバスが通行できない道路

(2) 日新町東部地区

ア 出された意見

- ・日新町東部地区（日新町2丁目及び3丁目）に南町・四谷循環を延伸すべきである。

イ 現状の整理

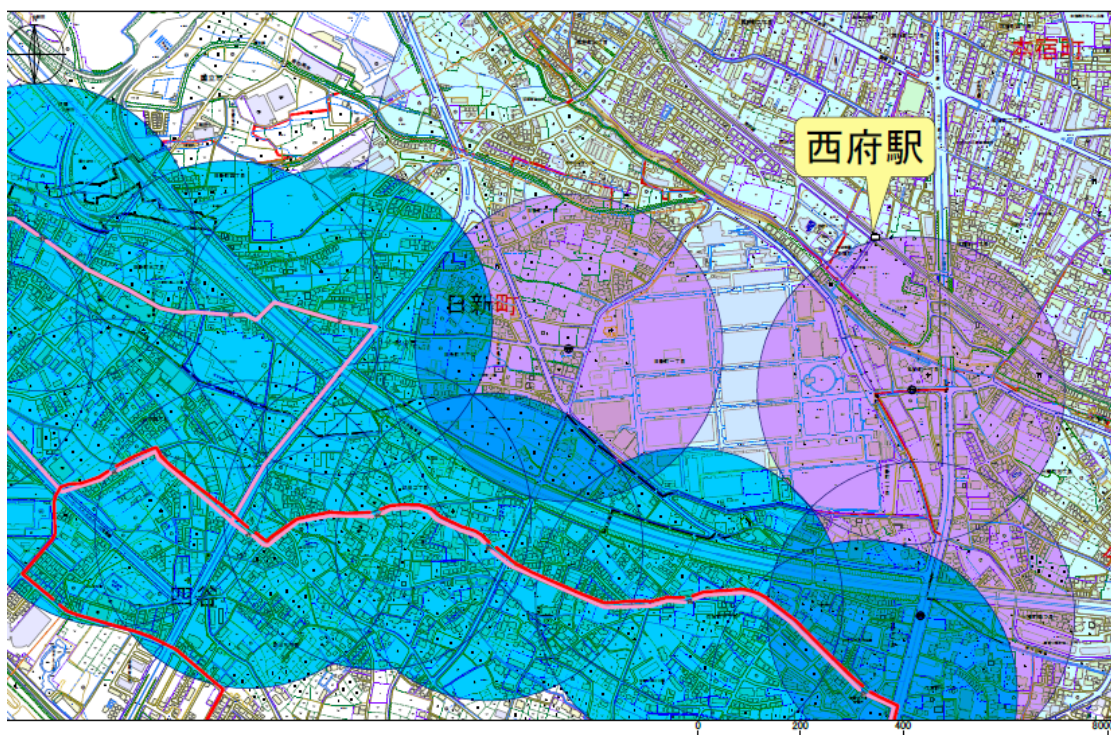
- ・日新町は、中河原駅行の京王の路線バスの便数が減少したことに伴い、自治会からちゅうバスの運行要望が出ていた地域である。
- ・日新町東部地区にはいくつかの公共交通機関がアクセスしている（下表参照）
- ・分53系統は便数が少ないが、中03系統はほぼ30分間隔で運行している（参考資料参照）
- ・JR南武線西府駅が平成21年3月に、南町・四谷循環 四谷6丁目ルートが平成22年3月に開業し、交通環境は改善されている。

日新町東部地区で現在利用できる主な公共交通機関

| 機関 | 系統等 | 備考 |
|----------|--------------------------------|----------------------------|
| JR南武線 | 西府駅 | 分倍河原駅、府中本町駅 |
| 京王路線バス | 中02系統 稲荷神社経由 (中河原駅～都営泉町2丁目) | 中河原駅まで |
| | 中03系統 日電正門経由 (中河原駅～都営泉町2丁目) | 中河原駅まで |
| | 分53系統 (分倍河原駅～日野駅) | 運行時間帯が短く、便数も少ない 分倍河原駅まで |
| コミュニティバス | 南町・四谷循環 四谷6丁目ルート | 中河原駅まで |
| | 南町・四谷循環 よつや苑西ルート | |

既存の公共交通機関の徒歩圏

(鉄道駅から1 km、バスの停留所から300 mの範囲)



水色：西府駅から1 kmの範囲

紫色：路線バスの停留所から300 mの範囲

青色：ちゅうバスの停留所から300 mの範囲

ウ 総括

- ・日新町東部地区は、基本的には既存の公共交通機関を利用することができる。
- ・ちゅうバス南町・四谷循環の2ルートに路線の重複があり、一部改編の余地がある。

エ 提言の方向性

日新町東部地区は既存の公共交通が整備されているため、基本的にはコミュニティバスは運行しない。ただし、路線の重複の見直しは引き続き検討する。

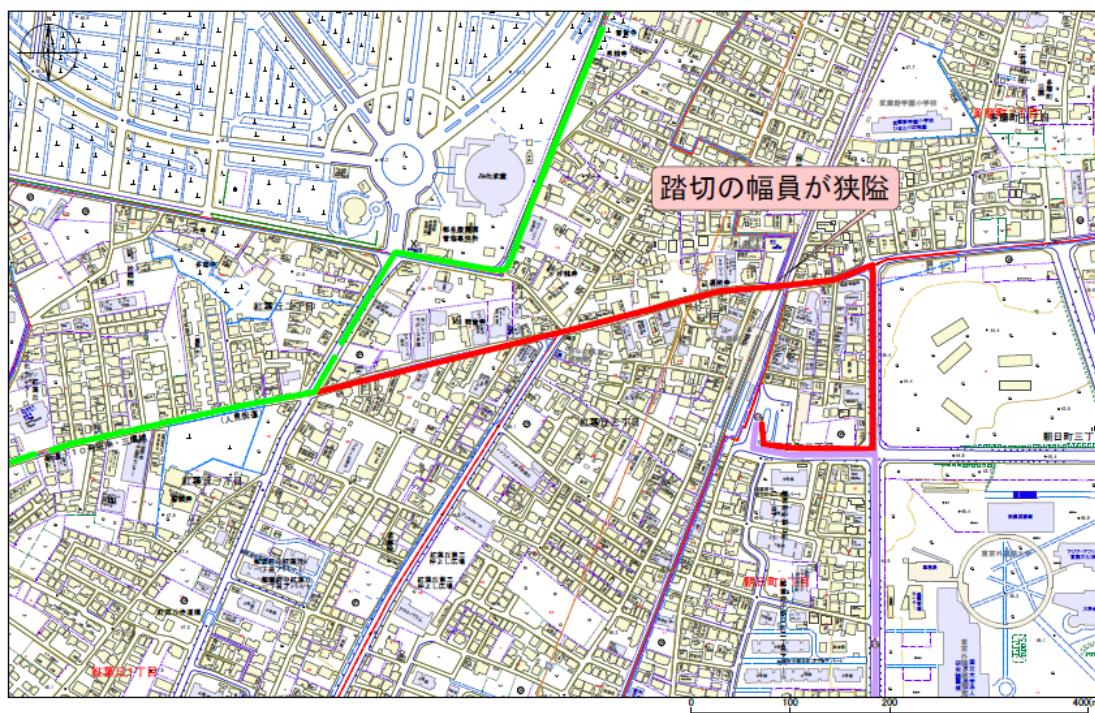
(3) 多摩駅

ア 出された意見

- ・多磨町ルートを延伸し、人見街道から多磨駅にアクセスすべきである。

イ 現状の整理

- ・多磨町ルートが多磨駅への乗り入れは、実験運行ルート選定当初から課題に挙がっていたが、西武線の踏切の幅員が狭いうえに、歩車分離されておらず、安全上支障があるとしてバスが通行できないことから実現できなかった※1 15頁参照
- ・踏切の幅員は5mだが、両側を歩行者や軽車両が頻繁に通行しており、実際に車両が通行できるのは3.5m程度である（人の肩幅を75cm、軽車両の幅を80cmと想定）
- ・アメリカンスクールへの通学路となっており、学生の通行が多い。また、つくし幼稚園が直近にあり、幼児の通行も多い。
- ・踏切の拡幅については西武鉄道に要望しているが、現在のところ実現の目処は立っていない。
- ・平成20年3月に押立町・朝日町循環 朝日町ルートが開設し、多磨駅から府中駅まで乗換えなしでアクセスできるようになった。ただし、同路線は60分間隔での運行になっている。



ウ 総括

- ・押立町・朝日町循環 押立町ルートの開設により、多磨駅から府中駅へのアクセスは改善している。
- ・多磨町ルートを延伸する場合、現在の車両台数や人員配置では対応できず、バスの車両購入や増員が必要となるため、運行経費が増加する。
- ・多磨町ルートの折返し場付近には多磨葬祭場など利用者の多い停留所があるが、多磨駅に延伸することによって迂回率が高まり、既存の利用者の利便性が低下する。
- ・以上のことから、多磨町ルートを多磨駅まで延伸する理由は乏しい。ただし、押立町・朝日町循環は他のコミュニティバスと違い60分間隔で運行しているが、この点については多くの改善要望がよせられていることに留意する必要がある。

エ 提言の方向性

多磨町ルートの多磨駅への延伸は行わない。

(4) 郷土の森及び大東京卸売センターへのアクセス

ア 出された意見

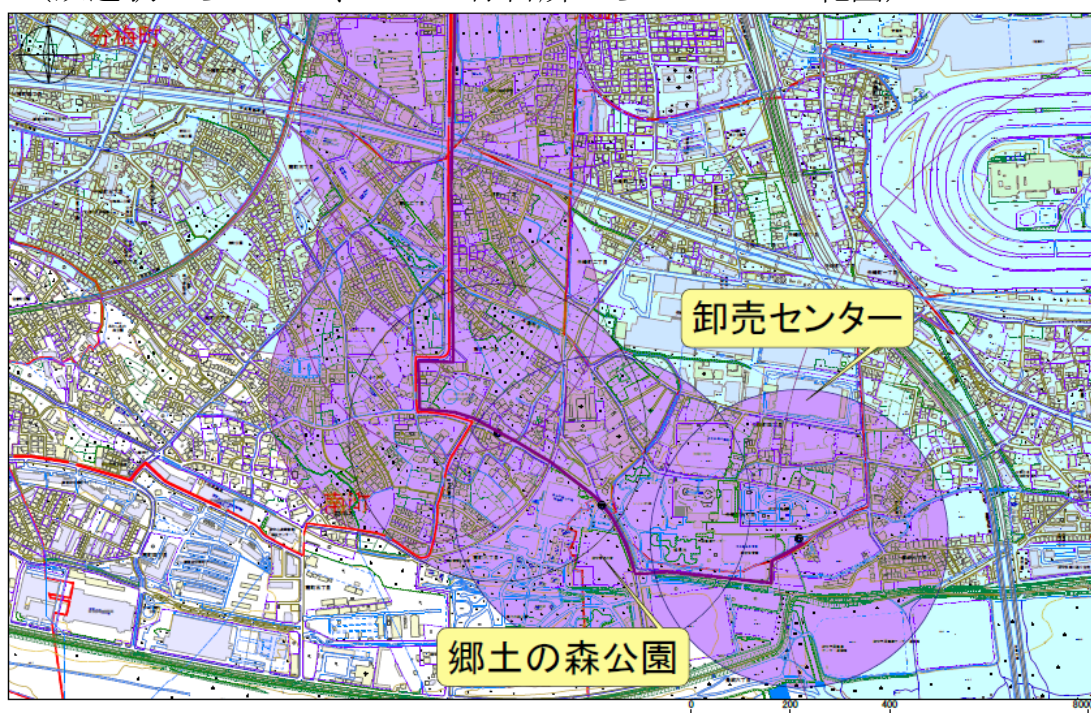
- ・観光資源となる郷土の森公園及び大東京卸売センターにちゅうバスでアクセスできるようにすべきである。

イ 現状の整理

- ・郷土の森公園方面には府中駅から府52系統、分倍河原駅から分52系統が運行している。しかし、府52系統は利用客が少ないため、便数が少ない（参考資料参照）
- ・郷土の森博物館等の施設には、南町・四谷循環 芝間稻荷神社停留所からもアクセスできる（約500m）
- ・大東京卸売センターに直接アクセスできる公共交通機関は存在しない。
- ・サントリー武蔵野ビール工場と分倍河原駅間のシャトルバスが、サントリーにより運行されている。
- ・梅まつり等のイベント開催時には、サントリーの協力により、シャトルバスを利用することが可能である。

既存の公共交通機関の徒歩圏

(鉄道駅から1 km、バスの停留所から300 mの範囲)



紫色：路線バスの停留所から300 mの範囲

水色：鉄道駅から1 kmの範囲（分倍河原駅、府中本町駅、是政駅）

ウ 総括

- ・郷土の森公園には路線バスでアクセスすることができる。
- ・大東京卸売センターには直接アクセスする公共交通機関はないが、路線バスでアクセスすることが可能である。
- ・ちゅうバスは移動に制約を伴った方の支援と交通不便地域の解消のために運行している（観光目的ではない）

エ 提言の方向性

- ・郷土の森公園及び大東京卸売センターへのちゅうバスの運行は行わない。

2 社会状況の変化への対応

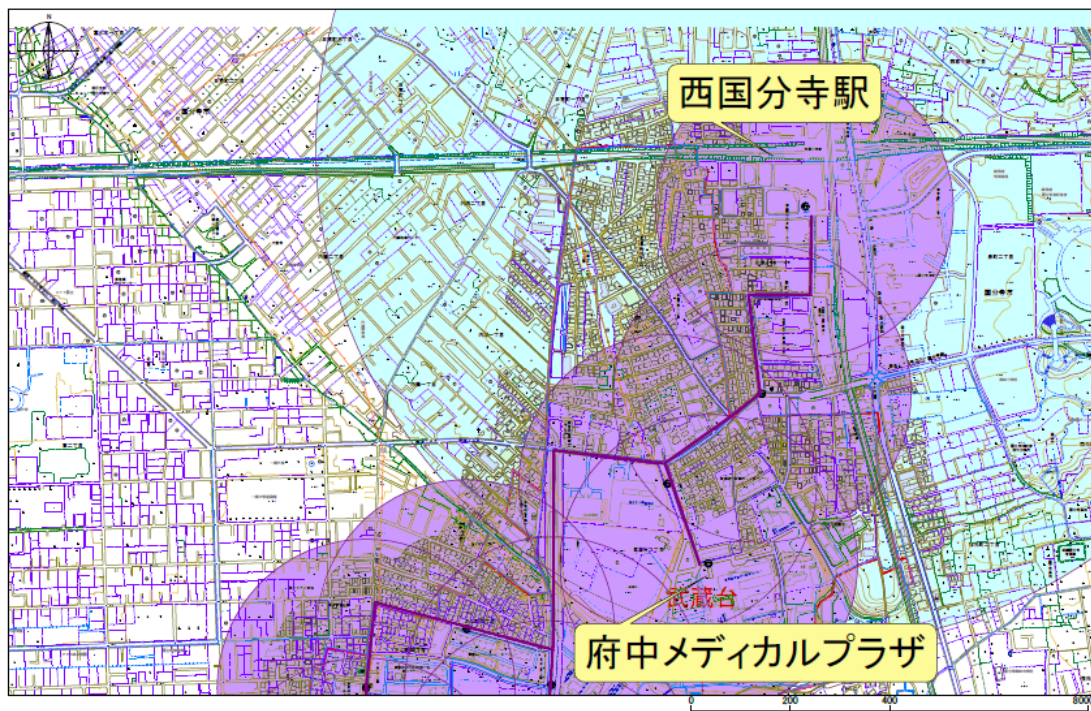
(1) 西府駅の開設

ア 現状の整理

- ・ J R 西府駅の開設により、西府町、日新町、本宿町などの公共交通の利便性が向上した（1（2）イ及び参考資料参照）
- ・ 同駅の開設に伴い、西府駅と西国分寺駅を結ぶ路線バス西府01系統が開業した（参考資料参照）
→前回協議会の課題であった武蔵台3丁目地区の公共交通の利便性が向上した。
- ・ 要望としては、西府駅北口から府中市北西部を經由し東府中駅に至るルートや、駅南側をとおるルートなどがある。

既存の公共交通機関の徒歩圏

（鉄道駅から1km、バスの停留所から300mの範囲）



イ 総括

- ・ 様々な要望はあるが、西府駅の開業に伴い周辺の交通環境は改善している。

ウ 提言の方向性

- ・ 西府駅周辺へのちゅうバスの運行は行わない。また、前回協議会の提言にあった北山町ルートの武蔵台3丁目への延伸は行わない。

(2) 府中メディカルプラザの開業

ア 現状の整理

- ・府中病院の機能が拡張され、三多摩の広域医療拠点となった。
- ・府中メディカルプラザへのアクセスは、府中駅から府21系統、西府駅から西府01系統、国立駅から国03系統、西国分寺駅から西国01系統、国分寺駅から寺85系統がある。
- ・府中メディカルプラザへのアクセス要望はあるが、いずれもある地域から乗換えなしで府中メディカルプラザへアクセスしたいというものである。

イ 総括

- ・府中メディカルプラザは非常に重要な公益施設であるが、路線バス等により、アクセス性は高い。

ウ 提言の方向性

- ・府中メディカルプラザへのちゅうバスの乗入れは行わない。

3 バスの時刻に関するもの

(1) 押立町・朝日町循環の増発

ア 出された意見

- ・押立町・朝日町循環を30分間隔にすべきである。

イ 現状の整理

- ・押立町・朝日町循環の増便要望は多い。
- ・押立町・朝日町循環の利用者は運行開始以来増加傾向にあるが、距離あたりの利用者数は他の路線と比べると依然として低い水準である。潜在的な需要については、はっきりしたことは不明である。
- ・一律に増便する場合、年間3,000万円程度の経費が必要となる。

ウ 提言の方向性

- ・押立町・朝日町循環の増便（30分間隔）を検討すること。
なお、検討にあたっては、一定期間、目標乗車人数を明確にした上での実験運行を実施すること。

4 停留所等施設に関するもの

(1) 府中駅への時計の設置

ア 出された意見

- ・ちゅうバスの乗場に時計を設置すべきである。

イ 現状の整理

- ・4番乗場（押立町・朝日町循環）からは見やすい位置に時計がある。
- ・7及び8乗場からは見づらい位置にある。
- ・ペDESTリアンデッキ上にも時計がある。
- ・現在、7及び8番乗場で待つ方は、腕時計や携帯電話などで時間を確認しているが、そのことによる苦情や要望はよせられていない。
- ・府中駅南口再開発にともない、ロータリーの形状や停留所等の配置が変わる可能性がある。

4番乗場からの時計確認状況



7・8番乗場からの時計確認状況



ウ 提言の方向性

- ・ どの乗場からも確認しやすい位置への時計の設置を検討すること。

(2) 府中駅へのバスベイ設置

ア 出された意見

- ・府中駅の停留所で、乗降場にバスを寄せられずに停車することがあるため、バスベイを切るなどの工夫をすべきである。

イ 現状の整理

- ・4番乗場では十分に寄せて停車することができている。
- ・7及び8番停留所においても、甲州街道から停留所までは直線で十分距離があるため、通常は寄せることができているが、手前に駐車車両がある場合には十分に寄せられないことがある。
- ・府中駅南口再開発にともない、ロータリーの形状や停留所等の配置が変わる可能性がある。

ウ 提言の方向性

- ・停留所付近の違法な駐停車に関しては、警視庁に取締りの徹底を要請すること。また、乗務員に停留所へのすり寄せを徹底するとともに、ロータリー改良後に、必要があれば三角型バスベイの設置などを検討すること。

5 運転手の表彰制度について

※1 通行できる車両の幅員について

道路交通法上、ちゅうバスが通行する際に、路側帯部分を通行することはできないため、すれちがいの際にも路側帯部分に進入しないですむだけの車道幅員が必要である。また、道路法及び車両制限令上、原則として**4.7 m以上の車道幅員**が必要である。

以上のことから、車道幅員が3.5 m前後である四谷1丁目の市道6-151から154号線は通行できない。多磨駅北側の踏切は幅員5 mであり、法律的には通行できるが、歩車分離されていない踏切の両側端を歩行者が通行しており、また行き交う車両も多いため、実際には安全上困難であると思われる。



四谷1丁目市道6-151号線
車道幅員3.3~3.5 m
道路の両側に路側帯



四谷1丁目市道6-153号線
車道幅員3.3 m
道路の両側に路側帯



多磨駅踏切
車道幅員5 m
両側に路肩表示、路側帯なし

根拠法令

①通行区分の指定

道路交通法第2条第1項第3号、同第17条第1項

②道路との関係において必要とされる車両についての制限

道路法第47条第1項及び第4項、車両制限令第5条第2項

道路交通法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

二 歩道 歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。

三 車道 車両の通行の用に供するため縁石線若しくはさくその他これに類する工作物又は道路標示によつて区画された道路の部分

第十七条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

道路法

第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

3 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。

4 前三項に規定するもののほか、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、**道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、政令で定める。**

車両制限令

第五条 市街地を形成している区域（以下「市街地区域」という。）内の道路で、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したもの又は一方通行とされているものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員（歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの又はその路肩の幅員の合計が一メートル未満（トンネル、橋又は高架の道路にあつては、〇・五メートル未満）のものにあつては、当該道路の路面の幅員から一メートル（トンネル、橋又は高架の道路にあつては、〇・五メートル）を減じたものとする。以下同じ。）から〇・五メートルを減じたものをこえないものでなければならない。

2 市街地区域内の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、**当該道路の車道の幅員から〇・五メートルを減じたものの二分の一をこえないものでなければならない。**

参考資料 各バス路線の時刻表（起点の時刻、平日）

①中河原駅～稲荷神社～都営泉2丁目

| | | | |
|----------|--|----------|-----------------------|
| 出発バス停名 | 中河原駅 | 印刷 | |
| 系統番号・行き先 | 中02 稲荷神社経由 都営泉2丁目行き | | |
| 凡例 | 黒色-都営泉2丁目(稲荷神社経由), 青色(NE)-都営泉2丁目(日電正門経由), 赤色(急)-日電正門(経由), 緑色(桜)-桜ヶ丘駅行(関戸橋北経由), 中・・・中乗り | | |
| 時 | 平日 | 土曜 | 日曜・祝日 |
| 5 | | | |
| 6 | 41 56 | 33 53 | 33 ^中 53 |
| 7 | 12 26 45 ^{NE} | 10 30 55 | 10 30 55 |
| 8 | 3 ^{NE} 16 ^急 26 ^{NE} 40 ^{NE} | 15 35 55 | 15 35 55 |
| 9 | 0 ^{NE} 14 ^中 45 | 15 55 | 15 27 ^中 55 |
| 10 | 15 45 | 35 | 35 |
| 11 | 15 45 | 15 55 | 15 55 |
| 12 | 15 45 | 35 | 35 |
| 13 | 15 45 | 15 55 | 15 55 |
| 14 | 15 45 | 35 | 35 |
| 15 | 15 45 | 15 55 | 15 55 |
| 16 | 15 45 | 35 | 35 |
| 17 | 15 28 45 | 15 35 55 | 15 35 55 |
| 18 | 5 25 45 | 15 35 55 | 15 35 55 |
| 19 | 5 25 45 | 15 35 55 | 15 35 55 |
| 20 | 5 25 45 | 15 35 55 | 15 35 55 |
| 21 | 5 25 45 | 15 35 | 15 35 |
| 22 | 5 25 | | |
| 23 | | | |
| 0 | | | |
| 1 | | | |
| 2 | | | |

2010年04月04日改正

| | | | |
|----------|---|--------------------------|--------------------------|
| 出発バス停名 | 都営泉2丁目 | 印刷 | |
| 系統番号・行き先 | 中02 稲荷神社経由 中河原駅行き | | |
| 凡例 | 黒色-中河原駅行(稲荷神社経由), 水色()-桜ヶ丘駅行(日新町二経由), 緑色(桜)-桜ヶ丘駅行(日電正門経由), 緑色(NE)-中河原駅行(日電正門経由), 青色(分)-分倍河原駅行(経由), 赤色()-桜ヶ丘駅行(稲荷神社経由) | | |
| 時 | 平日 | 土曜 | 日曜・祝日 |
| 5 | | | |
| 6 | 21 25 39 57 | 15 50 | 50 |
| 7 | 11 27 41 | 10 30 40 ^中 53 | 10 30 40 ^中 53 |
| 8 | 3 21 44 | 13 33 53 | 13 33 53 |
| 9 | 0 ^中 25 | 13 33 | 13 ^中 33 |
| 10 | 0 30 | 13 53 | 13 53 |
| 11 | 0 30 | 33 | 33 |
| 12 | 0 30 | 13 53 | 13 53 |
| 13 | 0 30 | 33 | 33 |
| 14 | 0 30 | 13 53 | 13 53 |
| 15 | 0 30 | 33 | 33 |
| 16 | 0 30 | 13 53 | 13 53 |
| 17 | 0 30 43 ^{NE} | 35 55 | 35 55 |
| 18 | 0 ^{NE} 20 ^{NE} 40 ^{NE} | 15 35 55 | 15 35 55 |
| 19 | 0 ^{NE} 25 45 | 15 35 55 | 15 35 55 |
| 20 | 5 25 45 | 15 35 55 | 15 35 55 |
| 21 | 5 25 45 | 15 | 15 |
| 22 | 5 | | |
| 23 | | | |
| 0 | | | |
| 1 | | | |
| 2 | | | |

2010年04月04日改正

②中河原駅～日電正門～都営泉2丁目

出発バス停名 中河原駅

印刷

系統番号・行き先 中03 日電正門經由 都営泉2丁目行き

凡例 黒色-都営泉2丁目(稲荷神社経由), 青色(NE)-都営泉2丁目(日電正門経由), 赤色(急)-日電正門(経由), 緑色(桜)-桜ヶ丘駅行(関戸橋北経由), 中・・・中乗り

| 時 | 平日 | 土曜 | 日曜・祝日 |
|----|---|----------|-----------------------|
| 5 | | | |
| 6 | 41 56 | 33 53 | 33 _中 53 |
| 7 | 12 26 45 ^{NE} | 10 30 55 | 10 30 55 |
| 8 | 3 ^{NE} 16 _急 26 ^{NE} 40 ^{NE} | 15 35 55 | 15 35 55 |
| 9 | 0 ^{NE} 14 _桜 45 | 15 55 | 15 27 _桜 55 |
| 10 | 15 45 | 35 | 35 |
| 11 | 15 45 | 15 55 | 15 55 |
| 12 | 15 45 | 35 | 35 |
| 13 | 15 45 | 15 55 | 15 55 |
| 14 | 15 45 | 35 | 35 |
| 15 | 15 45 | 15 55 | 15 55 |
| 16 | 15 45 | 35 | 35 |
| 17 | 15 28 45 | 15 35 55 | 15 35 55 |
| 18 | 5 25 45 | 15 35 55 | 15 35 55 |
| 19 | 5 25 45 | 15 35 55 | 15 35 55 |
| 20 | 5 25 45 | 15 35 55 | 15 35 55 |
| 21 | 5 25 45 | 15 35 | 15 35 |
| 22 | 5 25 | | |
| 23 | | | |
| 0 | | | |
| 1 | | | |
| 2 | | | |

2010年04月04日改正

出発バス停名 都営泉2丁目

印刷

系統番号・行き先 中03 日電正門經由 中河原駅行き

凡例 黒色-中河原駅行(稲荷神社経由), 水色()-桜ヶ丘駅行(日新町二路由), 緑色(桜)-桜ヶ丘駅行(日電正門路由), 緑色(NE)-中河原駅行(日電正門路由), 青色(分)-分倍河原駅行(經由), 赤色(イ)-桜ヶ丘駅行(稲荷神社経由)

| 時 | 平日 | 土曜 | 日曜・祝日 |
|----|---|--------------------------|--------------------------|
| 5 | | | |
| 6 | 21 25 39 57 | 15 50 | 50 |
| 7 | 11 27 41 | 10 30 40 ^分 53 | 10 30 40 ^分 53 |
| 8 | 3 21 44 | 13 33 53 | 13 33 53 |
| 9 | 0 _桜 25 | 13 33 | 13 ^分 33 |
| 10 | 0 30 | 13 53 | 13 53 |
| 11 | 0 30 | 33 | 33 |
| 12 | 0 30 | 13 53 | 13 53 |
| 13 | 0 30 | 33 | 33 |
| 14 | 0 30 | 13 53 | 13 53 |
| 15 | 0 30 | 33 | 33 |
| 16 | 0 30 | 13 53 | 13 53 |
| 17 | 0 30 43 ^{NE} | 35 55 | 35 55 |
| 18 | 0 ^{NE} 20 ^{NE} 40 ^{NE} | 15 35 55 | 15 35 55 |
| 19 | 0 ^{NE} 25 45 | 15 35 55 | 15 35 55 |
| 20 | 5 25 45 | 15 35 55 | 15 35 55 |
| 21 | 5 25 45 | 15 | 15 |
| 22 | 5 | | |
| 23 | | | |
| 0 | | | |
| 1 | | | |
| 2 | | | |

2010年04月04日改正

③分倍河原駅～日野駅

| | | | | |
|-----------------|-----------------------------|----------------|----------------|------------|
| 出発バス停名 | 分倍河原駅 | | | 印 刷 |
| 系統番号・行き先 | 分53 日電正門・都営泉二丁目・万願寺経由 日野駅行き | | | |
| 凡例 | 青色(日)-日野駅行(日野本町経由) | | | |
| 時 | 平日 | 土曜 | 日曜・祝日 | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | 28 ^分 | 0 ^分 | 0 ^分 | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 13 | | | | |
| 14 | | | | |
| 15 | | | | |
| 16 | | | | |
| 17 | | | | |
| 18 | | | | |
| 19 | | | | |
| 20 | | | | |
| 21 | | | | |
| 22 | | | | |
| 23 | | | | |
| 0 | | | | |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |

2010年04月04日改正

| | | | | |
|-----------------|--------------------------------------|-------|-------|------------|
| 出発バス停名 | 日野駅 | | | 印 刷 |
| 系統番号・行き先 | 分53 日野本町・万願寺経由 分倍河原駅行き | | | |
| 凡例 | 緑色()-分倍河原駅行(日野本町経由), 黒色-丸-北行[市役所入線由] | | | |
| 時 | 平日 | 土曜 | 日曜・祝日 | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | 44 | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | 40 | 46 | 46 | |
| 11 | 30 | 34 | 34 | |
| 12 | 20 | 22 | 22 | |
| 13 | 10 | 10 58 | 10 58 | |
| 14 | 0 50 | 46 | 46 | |
| 15 | 40 | 34 | 34 | |
| 16 | 30 | | | |
| 17 | | | | |
| 18 | | | | |
| 19 | | | | |
| 20 | | | | |
| 21 | | | | |
| 22 | | | | |
| 23 | | | | |
| 0 | | | | |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |

2010年04月04日改正

④府中駅～郷土の森総合体育館

| | | | | |
|-----------------|--|-----------------|-----------------|-----------|
| 出発バス停名 | 府中駅 | | | 印刷 |
| 系統番号・行き先 | 府52 府中市役所経由 郷土の森総合体育館行き | | | |
| 凡例 | 青色(森)～郷土の森行[分倍河原経由], 赤色(順)～順城病院行[足取経由] | | | |
| 時 | 平日 | 土曜 | 日曜・祝日 | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | 39 ^分 | 39 ^分 | 39 ^分 | |
| 10 | | | | |
| 11 | 19 ^分 | | | |
| 12 | 39 ^分 | 39 ^分 | 39 ^分 | |
| 13 | 9 ^分 | | | |
| 14 | | | | |
| 15 | 9 ^分 39 ^分 | 39 ^分 | 39 ^分 | |
| 16 | | | | |
| 17 | | | | |
| 18 | | | | |
| 19 | | | | |
| 20 | | | | |
| 21 | | | | |
| 22 | | | | |
| 23 | | | | |
| 0 | | | | |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |

| | | | | |
|-----------------|--|--|--|-----------|
| 出発バス停名 | 郷土の森総合体育館 | | | 印刷 |
| 系統番号・行き先 | 府52 分倍河原駅経由 府中駅行き | | | |
| 凡例 | 青色(分)～分倍河原駅行[陸山], 赤色(府)～府中駅行[分倍河原経由] | | | |
| 時 | 平日 | 土曜 | 日曜・祝日 | |
| 5 | | | | |
| 6 | 41 ^分 | 41 ^分 | 41 ^分 | |
| 7 | 4 ^分 27 ^分 50 ^分 | 4 ^分 27 ^分 50 ^分 | 4 ^分 27 ^分 50 ^分 | |
| 8 | 13 ^分 36 ^分 | 13 ^分 36 ^分 | 13 ^分 36 ^分 | |
| 9 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | |
| 10 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | |
| 11 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | |
| 12 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | |
| 13 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | |
| 14 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | |
| 15 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | |
| 16 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | |
| 17 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | |
| 18 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | 5 ^分 35 ^分 | |
| 19 | 2 ^分 25 ^分 48 ^分 | 2 ^分 25 ^分 48 ^分 | 2 ^分 25 ^分 48 ^分 | |
| 20 | 11 ^分 34 ^分 | 11 ^分 34 ^分 | 11 ^分 34 ^分 | |
| 21 | | | | |
| 22 | | | | |
| 23 | | | | |
| 0 | | | | |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |

2010年05月17日改正

⑤分倍河原駅～郷土の森総合体育館

出発バス停名 分倍河原駅

印刷

系統番号・行き先 分52 郷土の森総合体育館行き

| 凡例 | 黒色-郷土の森行[降車] | | |
|----|--------------|----------|----------|
| 時 | 平日 | 土曜 | 日曜・祝日 |
| 5 | | | |
| 6 | 53 | 53 | 53 |
| 7 | 16 39 | 16 39 | 16 39 |
| 8 | 2 25 50 | 2 25 50 | 2 25 50 |
| 9 | 20 50 | 20 50 | 20 50 |
| 10 | 20 50 | 20 50 | 20 50 |
| 11 | 20 50 | 20 50 | 20 50 |
| 12 | 20 50 | 20 50 | 20 50 |
| 13 | 20 50 | 20 50 | 20 50 |
| 14 | 20 50 | 20 50 | 20 50 |
| 15 | 20 50 | 20 50 | 20 50 |
| 16 | 20 50 | 20 50 | 20 50 |
| 17 | 20 50 | 20 50 | 20 50 |
| 18 | 20 50 | 20 50 | 20 50 |
| 19 | 13 36 59 | 13 36 59 | 13 36 59 |
| 20 | 22 45 | 22 45 | 22 45 |
| 21 | | | |
| 22 | | | |
| 23 | | | |
| 0 | | | |
| 1 | | | |
| 2 | | | |

⑥西府駅～西国分寺駅

出発バス停名 西府駅

印刷

系統番号・行き先 西府 JR南武線西府駅発 総合医療センター経由 西国分寺駅行き

| 凡例 黒色-西国分寺駅行(せせらぎ経由) | | | |
|----------------------|----|----|-------|
| 時 | 平日 | 土曜 | 日曜・祝日 |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | 42 | 42 | 42 |
| 9 | 44 | 44 | 44 |
| 10 | 44 | 44 | 44 |
| 11 | 44 | 44 | 44 |
| 12 | 44 | 44 | 44 |
| 13 | 44 | 44 | 44 |
| 14 | 44 | 52 | 52 |
| 15 | 44 | | |
| 16 | 44 | 2 | 2 |
| 17 | 44 | 12 | 12 |
| 18 | 44 | 22 | 22 |
| 19 | | | |
| 20 | | | |
| 21 | | | |
| 22 | | | |
| 23 | | | |
| 0 | | | |
| 1 | | | |
| 2 | | | |

2010年04月04日改正

出発バス停名 西国分寺駅

印刷

系統番号・行き先 西府 西国分寺駅発 総合医療センター経由 JR南武線西府駅行き

| 凡例 黒色-西府駅行(府中病院経由) | | | |
|--------------------|----|----|-------|
| 時 | 平日 | 土曜 | 日曜・祝日 |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | 10 | 10 | 10 |
| 10 | 10 | 10 | 10 |
| 11 | 10 | 10 | 10 |
| 12 | 10 | 10 | 10 |
| 13 | 10 | 10 | 10 |
| 14 | 10 | 10 | 10 |
| 15 | 10 | 20 | 20 |
| 16 | 10 | 30 | 30 |
| 17 | 10 | 40 | 40 |
| 18 | 10 | 50 | 50 |
| 19 | 10 | | |
| 20 | | | |
| 21 | | | |
| 22 | | | |
| 23 | | | |
| 0 | | | |
| 1 | | | |
| 2 | | | |

2010年04月04日改正